

教育の基本（学校の目的及び学校教育の目標）とこれからの教育

（1）教育の基本と法規

【教育の基本】（教基法前文）

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の問題にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

【教育の目的】（教基法第 1 条）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【教育の目標】（教基法第 2 条）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

【義務教育】（教基法第 5 条第 1 項、第 2 項）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

【学校教育の目標】（学校教育法第 21 条）

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

【小学校の目的】（学校教育法第 30 条）

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

【目的実現・目標達成のために】（学校教育法第 31 条）

小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

(2) これからの社会と求められる教育（Society 5.0）

文部科学省はこの6月に「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる，学びが変わる」という今後の教育政策の方向性等をまとめた。「Society 5.0」とは，IoT（Internet of Things：モノのインターネット）やロボット，人工知能（AI），ビッグデータ等の先進技術を活用することで，新たな価値を創出し，地域，年齢，性別，言語等による格差なく，多様なニーズ，潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる新たな時代（超スマート社会）を指す。（ちなみに，Society 1.0は狩猟社会，2.0は農耕社会，3.0は工業社会，4.0は情報社会を指し，これに続く新たな社会を指す。）

報告書の構成（目次）は次のとおり。

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1章 Society 5.0 の社会像と求められる人材像、学びの在り方・・・・・・	3
（「Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会」における議論を踏まえて）	
1. Society 5.0 の社会像	
（1）AI 技術の発達	
（2）Society 5.0 における経済社会	
（3）Society 5.0 に向けた日本社会の課題	
（4）人間の強み	
2. Society 5.0 において求められる人材像、学びの在り方	
（1）新たな社会を牽引する人材	
（2）共通して求められる力	
（3）Society 5.0 における学校	
第2章 新たな時代に向けて取り組むべき政策の方向性・・・・・・・・・・	9
（「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」における議論の整理）	
（1）幼児期	
（2）小・中学校時代	
（3）高等学校時代	
（4）高等学校卒業から社会人時代	
（5）今後の方向性の総括	
（6）スポーツ・文化	
第3章 新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策・・・・・・・・	18
（Society 5.0 に向けたリーディング・プロジェクト）	
（1）「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習の機会と場の提供	
（2）基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得	
（3）文理分断からの脱却	

報告書では，科学技術が急速に進歩し，AI 等と共存していく社会の中で「人間の強み」

を発揮し、AI 等を使いこなしていくためには「文章や情報を正確に読み解き対話する力」や「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力」が共通して求められる（第 1 章 2.（2））とし、このような力を育むためにも

- ・学校は、一斉一律スタイルの限界から抜け出し、読解力等の基盤的学力を確実に習得させつつ、個人の進捗や能力、関心に応じた学びの場となること
- ・同一学年での学習に加えて、学習履歴や学習到達度、学習課題に応じた異年齢・異学年集団での協働学習も広げていくこと

など、「学びの在り方の改革」を打ち出している。（第 1 章 2.（3））

子どもの成長段階に応じた教育政策のうち小・中学校時代では、「義務教育に求められるのは、常に流行の最先端の知識を追いかけることではなく、むしろ、学びの基盤を固めることである」とし、「基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力を、すべての児童生徒が習得できるよう、新学習指導要領の着実な実施が必要である」としている。

具体的には、「子供たちがそれぞれの学校段階における教科書を理解できるようにし、生涯学び続けることができるための基礎的読解力を身に付けさせることは、公教育の責務」とし、「学校や学びの在り方に関しては、一元モデル、つまり「〇〇だけ」構造からの脱却が求められる。」とし、

- ・「教職員だけ」による学校経営 ⇨ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の専門スタッフと協働した「チーム学校」へ
- ・「教師だけ」が指導に携わる学校 ⇨ 教師とは異なる知見を持つ各種団体や民間事業者をはじめとした様々な地域住民等とも連携・協働し、「開かれた教育課程」を実現する学校へ
- ・「同一内容だけ」児童生徒に教える教育 ⇨ 個々人の特性」に応じた教育へ
- ・「紙だけ」で指導や運営が行われる学校 ⇨ ICT など先端技術も活用した学校へ
- ・「学校だけ」しか教育の場として認められなかった時代 ⇨ フリースクールや地域未来塾等「学校以外の場」での教育機会が確保される時代へ

の 5 点について、それぞれの転換を求めている。

取り組むべき政策の方向性としては、

- ①「公正に個別最適化された学び」を実現する多様な学習機会と場の提供
- ②基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力をすべての児童生徒が習得
- ③文理分断からの脱却（高等学校や大学における文理両方を学ぶ人材の育成）

の 3 つを掲げている。

また、「公正に個別最適化された学び」の実現のために

- ①学習の個別最適化や異年齢・異学年など多様な協働学習のためのパイロット（試験）事業の展開
- ②スタディ・ログ等を蓄積した学びのポートフォリオの活用
- ③EdTech とビッグデータを活用した教育の質の向上、学習環境の整備充実

＊EdTech（エドテック：Education×Technology）

などの具体的な施策も提言している。